



生駒市と奈良県社会保険労務士会が事業連携協定を締結 ～働きやすい職場環境を目指して～

生駒市と奈良県社会保険労務士会は、職員の働き方改革や働きやすい職場環境を推進していくため、令和 7 年 10 月 24 日付で事業連携協定を締結します。

■ 目的

生駒市はこれまでも市役所内でのハラスメントに関して、社会保険労務士による外部の相談窓口の設置や事実確認、認定等、奈良県社会保険労務士会と連携して、第三者の視点でのハラスメントの防止や対策、相談しやすい体制の構築を先進的に進めてきました。

この度、そこから一歩進め、市の課題や取組、効果について年に一回意見交換を行い、客観的な分析や助言や支援をいただき、職員がさらに働きやすい職場環境を実現します。

■ 主な協定事項

◇ハラスメント対策への協力（既に実施済み）

- ・ハラスメントの外部相談窓口

職場のハラスメントについて、市役所外の第三者に直接相談できる窓口を設置

- ・ハラスメントの事実調査

職場内でのハラスメントについて、ハラスメントに該当するかの認定を「生駒市ハラスメント認定・対策委員会（以下、認定・対策委員会）」に求めた場合、認定・対策委員会からの依頼を受けて、事実調査を実施

- ・認定・対策委員会の委員に会員を推薦

認定・対策委員会の委員に、社会保険労務士会会員から 1 名就任

◇働き方改革・働きやすい職場環境づくり等に関する助言・指導

- ・働き方改革についての相談窓口

外部相談の窓口を、ハラスメントに限定せず職員の困りごと全般に対象を拡大

- ・働きやすい職場環境づくりに関する助言

◇生駒市の経営労務診断についての検討

社労士診断認証制度※に則った生駒市役所の経営労務診断を実施することの検討

※社労士診断認証制度（令和 7 年の社会保険労務士法の改正により追加）：労務コンプライアンスや働き方改革に取り組む企業を支援するため、取組み企業に対して社労士が診断し、認証マークを発行する事業

◇ハラスメント防止や働き方改革に対する 1 年間の進捗や課題について、意見交換等

ハラスメント防止や働き方改革等について取組の進捗や方向性に関する意見交換及びハラスメントアンケートの結果等をもとに助言指導

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

奈良県生駒市総務部人事課（課長 小澤、課長補佐 伊藤）☎0743-74-1111（内線 4250）